

グリーン調達ガイドライン



2025年4月（第4版）
株式会社ジェイテクト

目次

- 1 はじめに
- 2 ジェイテクトの環境理念
- 3 グリーン調達のかえ方
- 4 仕入先様へのお願い
 - 4-1 環境マネジメントシステムの要件
 - 4-2 環境関連法規制の遵守
 - 4-3 環境負荷物質の管理
 - 4-4 環境パフォーマンスの向上
 - 4-5 物流に関わるCO₂排出量、梱包・包装資材の削減
 - 4-6 生物多様性の取組み
 - 4-7 環境データのご報告
- 5 用語解説

1 はじめに

当社は、「地球のため、世の中のため、お客様のため」を基本理念に、「モノづくりとモノづくり設備でモビリティ社会の未来を創るソリューションプロバイダー」を目指しています。

一方で、地球温暖化による異常気象や、エネルギーや天然資源の枯渇、化学物質使用による環境汚染の拡大など、環境問題は年々深刻化しており、企業に求められる責任、役割はますます高まっています。2020年10月には、日本政府が「2050年にカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、また2021年に開催されたCOP26において、気温上昇を産業革命より1.5℃未満に押さえる目標が各国合意されるなど、グローバルで脱炭素に向けた取組みも加速しています。

こうした背景のもと、ジェイテクトグループでは、2022年に以下の目標を宣言しました。

- ・2035年 生産における(Scope1,2)カーボンニュートラル達成
- ・2050年 ライフサイクル全体(Scope3含む)でのカーボンニュートラル達成

上記宣言目標の達成、及び持続可能社会の実現のためには、当社はもとより、仕入先様と一体となった取組みが不可欠となることから、この度 グリーン調達ガイドラインの改定を行い、仕入先様にご協力いただきたい内容の更新を行いました。

仕入先様におかれましては、当社の主旨および事業活動に関わる環境取組みの重要性をご理解いただき、活動の推進をお願いいたします。

2025年4月

株式会社 ジェイテクト

取締役経営役員・調達本部 本部長

山中 浩一

経営役員・生産本部 本部長(全社環境総括)

新家 俊明

2 ジェイテクトの環境理念

ジェイテクトグループは、持続可能な社会の実現に寄与するため、以下の環境理念を定めています。

JTEKT

環 境 理 念

ジェイテクトおよびジェイテクトグループは、「No.1 & Only One」の事業活動を通じて、持続可能な社会の実現を目指します。

All for One Earth
— かけがえのない地球のために —

【ジェイテクト環境行動指針】
ジェイテクトは、中長期計画に基づき、環境マネジメントシステムの継続的な改善を進め、環境目標の達成やパフォーマンス向上に努めます。

1. 環境法令の順守と、汚染予防の取組み

2. 低炭素・循環型社会に向けた、CO₂や化学物質等の環境負荷物質の削減

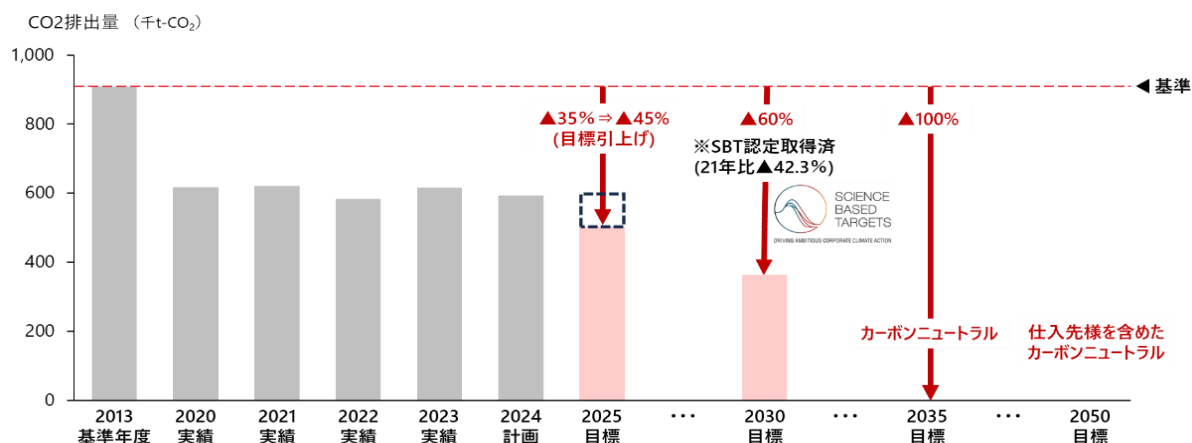
3. 地域との調和を通じた、生物多様性及び生態系保護の取組み

2022年 4月 1日
株式会社ジェイテクト
全社環境総括 新家 俊明

【参考】ジェイテクト環境理念

https://www.itekto.co.jp/sustainability/environmental_philosophy/

また、2024年8月に公開した第2期中期経営計画では、カーボンニュートラル実現に向けたロードマップを提示し、達成に向けてグループ全体で取り組んでいます。



※SBT (Science Based Targets) イニシアチブ: 環境NGOのCDP、国連グローバル・コンパクト、世界資源研究所 (WRI)、世界自然保護基金 (WWF) が共同で運営する国際的なイニシアチブ

3 グリーン調達の方考え方

全世界的な環境問題への関心の高まり、国内外の各種環境法規制の制定・強化など、環境問題への対応は、今や当社を含めた製造業はもちろん、あらゆる業界で重要な課題となっております。

当社でも、仕入先様との協調によるグリーン調達の推進により、環境にやさしいグリーンで安全な商品をお客様に提供し、環境負荷の低減を図り、循環型社会の構築を目指した活動に取り組んでまいります。

当社は、積極的に環境保全活動に取り組まれている仕入先様から、環境負荷の少ない生産工程で生産された、環境負荷の少ない製品・部品・加工品・原材料・副資材・物流・サービスを調達することをグリーン調達と考えております。

そこで、「仕入先様自身の環境に対する取組み」と、「製品の環境負荷を低減させる取組み」をグリーン調達推進における重要ポイントと位置づけ、当ガイドラインを策定しております。仕入先様におかれましては、主旨・内容をご理解の上、当ガイドラインを満たすべく、積極的な取組みを行っていただきますよう、お願いいたします。

《ガイドラインの運用》

- 本ガイドラインは、改定の都度、当社ホームページに掲載いたします。
- ご提出いただいた資料、確認させていただいた内容は、入手した目的外の利用はいたしません。

4 仕入先様へのお願い

グリーン調達とは、環境保全活動に取り組まれている仕入先様から、環境負荷の少ない製品・部品・加工品・原材料・副資材・物流・サービスを調達することによって実現します。そのために、仕入先様には下記をお願いいたします。
(表示のない項目についても、顧客要求等により要請させて頂く場合がございます。)

	製品・部品	原材料・副資材	物流	その他
4-1 環境マネジメントシステムの要件	△※1	△※1	△※1	△※1
4-2 環境関連法規制の遵守	○	○	○	○
4-3 環境負荷物質の管理	○	○	○	○
4-4 環境パフォーマンスの向上	○	○	○	○
4-5 物流に関わるCO ₂ 排出量、梱包・包装資材の削減	○	○	○	○
4-6 生物多様性の取組み	○	○	○	○
4-7 環境データの提出	△※2	△※2	△※2	△※2

○:全仕入先様対象、△:一部仕入先様対象

※1 新規仕入先様については、原則全て対象

(環境マネジメントシステムの要件詳細は4-1を参照のこと)

※2 当社、および当社グループ各社より要請させて頂いた仕入先様が対象

4-1 環境マネジメントシステムの要件

当社は、環境保全活動を組織的に管理・推進し、継続的改善に取り組んでいます。仕入先様においても、環境マネジメントシステムの構築をお願いいたします。

環境マネジメントシステム構築有無の評価は、以下の外部認証機関による認証取得をもって、環境マネジメントシステムが構築されたものと判断いたします。

規格名	事務局
ISO14001	国際標準化機構
エコアクション21	地球環境戦略研究機関持続性センター
KES	KES環境機構
エコステージ	エコステージ協会

すでに環境マネジメントシステムを構築済みの仕入先様におかれましては、活動の維持・管理、及びレベルアップに向けた取組みをお願い致します。また、未構築の仕入先様におかれましては、環境マネジメントシステム構築に向けて、早急に取組みいただきますようお願いいたします。

4-2 環境関連法規制の遵守

当社は、環境関連法規制の遵守を徹底しております。全ての仕入先様においても、環境関連法規制の遵守・徹底をお願いいたします。環境法令違反(監督官庁による指摘や警告、指導等)、または、環境法令違反につながりかねない環境事故が発生した場合は、発生後24時間以内に当社調達担当までご報告をお願いいたします。

4-3 環境負荷物質の管理

当社は、法令、業界規制および顧客要求を遵守するため、特定の化学物質を環境負荷物質と定めています。これらの物質は、当社への納入品およびその包装・梱包材料、当社構内で使用する原材料や副資材に使用することを禁止、または制限しています。

1) 対象とする環境負荷物質

以下の技術規格に規定される物質

◆自動車事業本部 および 産機・軸受事業本部
「環境負荷物質の使用に関する制限(仕入先用)」(JB1129A)

◆工作機械・システム事業本部
「製品含有化学物質の使用に関する制限」(JB1129A-d01)

※「環境負荷物質の使用に関する制限(仕入先用)」(JB1129A)、
「製品含有化学物質の使用に関する制限(仕入先用)」(JB1129A-d01)に
関してご不明な点は、当社調達担当までご連絡ください。

2) 環境負荷物質管理体制の構築

当社の製品を構成している部品および材料はすべて、JB1129A または JB1129A-d01に適合していることを保証する必要があります。

仕入先様におかれましては当社が指定する環境負荷物質禁止リストを確認し適切な管理体制に基づき納品をお願いします。

また、仕入先様の製造工程で使用する油、塗料、溶剤、接着剤、薬品、洗浄剤についても、納品いただく最終製品の表面に残存または移行する恐れがある場合、JB1129A またはJB1129A-d01に適合している必要があるため、環境負荷物質の管理、および削減をお願いいたします。

3) 提出資料

初品納入時、または当社要求時に、下記調査結果の提出をお願いいたします。
すでに量産中の製品に関しても、当社より最新のJB1129AまたはJB1129A-d01を受理した場合、必ず3ヶ月以内に適合調査の結果を自主的に提出いただくようお願いいたします。

<ご提出いただく資料>

	製品・部品	原材料・副資材		
		※4	※5	※6
IMDS or ChemSHERPA	○	○	—	—
非含有証明書 ※3	○	○	○	○
不適合発生連絡書 (仕入先品質管理仕様書QD-1 様式18-1)	○	○	○	○
安全データシート(SDS)	○	○	○	—

※3 依頼時(採用検討時)に当社が指定するフォームでご提出ください

※4 最終製品の表面に接触して残存または移行する可能性のある副資材および梱包材

※5 当社内の生産工程で使用する油、塗料、溶剤、接着剤、薬品、洗浄剤

※6 上記※4 ※5以外の副資材

「5. 用語解説」も参照ください。

4) 環境負荷物質管理状況の監査

仕入先様における環境負荷物質の管理体制を確認する目的で、計画的に当社による監査を行いますので、ご協力をお願いいたします。

4-4 環境パフォーマンスの向上

当社は、生産工程におけるエネルギー消費量(CO₂排出量)や廃棄物排出量、水使用量やPRTR対象化学物質排出量等の削減に取り組むだけでなく、物流におけるCO₂排出量や梱包・包装資材の削減や、グリーン材料の活用の検討、製品の小型化・軽量化を通じたライフサイクル全体での排出量削減に取り組んでいます。

仕入先様の事業活動においても、以下項目について、行政や工業会等の業界団体の活動に準じた目標値を設定し、製品のライフサイクル全体を踏まえた環境パフォーマンス向上への取り組みをお願いいたします。

CO ₂ 排出量の削減
廃棄物排出量の削減
水使用量の削減
PRTR対象物質の排出量の削減
包装材・梱包材の使用量の削減

4-5 物流に関わるCO₂排出量、梱包・包装資材の削減

当社は、物流におけるCO₂排出量(エネルギー消費量)の削減に積極的に取り組んでいます。また、梱包・包装資材の削減も併せて推進しています。対象の仕入先様におかれましても、物流における環境取り組みをお願いします。

1) 当社からの委託物流

製品及び部品の物流をお願いしている仕入先様は、CO₂排出量の削減および梱包・包装資材の削減について、当社と一体となった改善取り組みの推進をお願いします。

また、必要な場合は物流におけるCO₂排出量の改善を進めるため、CO₂排出量に関わる情報の提供をお願いします。

2) 仕入先様の納入物流

製品、部品、原材料、副資材等を納入される仕入先様は、当社への納入物流におけるCO₂排出量の削減への取り組みをお願いします。また、梱包・包装資材におきましても、当社の削減活動にご協力をお願いします。

仕入先様の事業活動においても、当社の取り組みをご理解頂き以下の項目について、環境パフォーマンス向上への取り組みをお願いします。

積載率向上による輸送効率化(最適ルート・最適荷姿)
新規・更新時、エコ車両の導入
エコドライブ推進(燃費向上)
梱包材・包装材の使用量の削減(簡易包装化)

3) 提出資料について

当社より資料提出を要請させていただいた場合には、ご提出をお願いします。

4-6 生物多様性の取組み

当社は、生物多様性の保全を「地球のため、世の中のため」の重要な社会的課題と位置づけ、生物多様性保全行動指針を策定し、事業活動と生物多様性の調和に取り組んでいます。仕入先様においても、環境省「生物多様性民間参画ガイドライン」等を参考に、具体的な取組みの推進をお願いいたします。

ジェイテクト『生物多様性保全行動指針』

項 目	内 容
事業活動との関わり	原材料調達 ビジネスパートナーと連携し、生物多様性の保全に取り組めます。 土地利用 工場の森づくりなどを通じ、生物多様性に資する生態系の保全に取り組めます。 生産活動 革新工法・設備の開発による温暖化防止、資源の有効利用、環境負荷物質低減の積極的な活動を通じて、生物多様性と企業活動の両立を目指します。 事業活動が生物多様性に及ぼす影響の定量的な把握に努めます。
生物多様性保全に資する社会貢献活動の推進	自治体、関係会社との協業による社会貢献活動へ積極的に参画します。
教育・啓発活動と情報公開	環境教育を通じて、生物多様性保全に対する社員の認識を高めます。 CSRレポートを通じて、生物多様性保全に関する活動を公開しステークホルダーとのコミュニケーションに努めます。

【参考資料】

環境省「生物多様性民間参画ガイドライン」

https://www.env.go.jp/nature/biodic/gl_participation/download.html

4-7 環境データの報告

当社は、ライフサイクル全体の視点で製品の環境性能を評価し、企業活動における環境影響の低減に努めています。そのため、当社の生産活動に伴う環境影響の把握だけではなく、仕入先様の事業活動に伴う環境影響の把握も必要となりますので、対象となる原材料や部品等を納入いただく仕入先様には、対象品についての環境データの提供をお願いする場合があります。

当社より要請させていただく際には、データの提供へのご協力をお願いいたします。
提供をお願いすることがあるデータの一例を以下に記載いたします。

1) 生産に関するデータ

エネルギー使用量、CO₂排出量

水使用量

廢棄物排出量

材料1個あたりのライフサイクルCO₂排出量、リサイクル率 等

2) 物流に関するデータ

燃費

輸送距離

重量	等
----	---

3) 環境負荷物質に関するデータ

IMDS

非含有証明書

不適合發生連絡書

安全データシート(SDS)

5 用語解説

〔1〕 製品

仕入先様の納入品で、当社で組立・加工する事なく販売するもの
〔軸受、工作機械、ドライブシャフト、ハンドルジョイント、単品部品 等〕

〔2〕 部品

当社製品の構成部品となるもの

〔3〕 加工

構成部品の製造工程の一部を仕入先様に担当いただくもの
〔鍛造、熱処理 等〕

〔4〕 原材料

仕入先様の納入品で、鉄・非鉄材料
〔鋼材、樹脂材、ゴム材 等〕

〔5〕 副資材

①仕入先様の納入品で、最終的に当社製品に組み込まれる副資材
〔グリス、梱包資材、接着剤、顧客へ納入する工作機械の機械油、作動油、冷却液 等〕

②仕入先様の納入品で、当社内生産工程で使用する副資材のうち、特に下記の品目
〔油、塗料、溶剤、接着剤、薬品、洗浄剤〕

③仕入先様の納入品で、当社生産工程で使用する副資材のうち、①②以外のもの
〔刃具、砥石、軍手、ウェス、機械補修部品 等〕

※①②③の区分により、環境負荷物質管理に関して提出いただく資料が異なります。
詳しくは4-3項を参照ください。

〔6〕 エコアクション21

環境省が中小事業者などへ普及促進を進める、環境活動評価プログラム。
環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価、及び環境報告をひとつに統合したもの。

〔7〕 KES (Kyoto Environmental Management System Standard)

京都環境マネジメントシステムスタンダードの略称。京都のアジェンダ21フォーラム
認証事業部が認証する、中小企業向け環境マネジメントシステムのこと。

〔8〕 エコステージ

エコステージ協会が認証する、5つのステージを備えた環境マネジメントシステム。
ISO14001に準拠しつつ、段階的にレベルアップしていける仕組み。

〔9〕 SDS (Safety Data Sheet : 安全データシート)

化学物質の名称、有害性、取扱上の注意などについて記載した一定の書式を
備えた書類

〔10〕 PRTR (Pollutant Release and Transfer Register)

対象となる化学物質が、大気・水域・土壌など環境中へ排出されているか(排出量)、
廃棄物などとして移動しているか(移動量)を把握し、集計・公表する仕組み。

〔11〕 IMDS (International Material Data System)

独自工会(VDA)が中心となり、ELV指令対応を念頭に開発した、
サプライチェーン環境情報伝達システム



All for One Earth

— かけがえのない地球のために —

ジェイテクト グリーン調達ガイドライン 第4版
2025年4月 発行

＜第4版 以下項目を追加＞

4-5 物流に関わるCO2排出量、梱包・包装資材の削減
4-7 環境データのご報告

＜作成＞

株式会社ジェイテクト
調達本部 調達統括部
生産本部 安全環境推進部

＜お問合せ窓口＞

ご不明点等ございましたら、ジェイテクト、もしくはジェイテクトグループ各社
調達窓口までご連絡ください。